

消防団協力事業所の支援のための事業税の優遇措置制度の適用期間を延長します。

「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」を、2年延長します。

→対象や認定要件は今までと同様です。

■対象

次の要件の全てを満たし、知事の認定を受けた法人（資本金若しくは出資金が1億円以下）又は個人が対象となります。

認定要件

- 1 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等の全てが、「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けていること。
- 2 県内の事業所等における被雇用者等のうち、消防団員が1名以上いること。
- 3 消防団活動について配慮した規定（就業規則等）を整備していること。



県内の消防団員の被雇用者（従業員）の割合は、約8割



被雇用者が消防団に入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境づくりが必要

消防団を支えるためには、事業者のみなさまの理解と協力が必要です！

■適用税目と期間

- 法人事業税 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する各事業年度
- 個人事業税 平成29～32年度（平成28年～31年の所得に対して課税）

■優遇措置の内容

事業税額の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度）
〔消防団員数が被雇用者等の1割以上の場合は200万円を限度〕

■基準日・申請の時期〔認定の申請は、県事務所へ提出してください。〕

『対象』で示した1～3の認定要件を、下記の基準日の時点で満たしていることが必要です。
なお、申請時期までに申請されない場合には、その事業年度で、この制度を利用できません。

	基準日	申請時期
法人	各事業年度の終了日	左記の基準日以降、終了日から一ヶ月以内までに申請
個人	12月31日	左記の基準日以降、事業税の申告期限（3月15日）までに申請

■事業税の課税申告に関する手続き

法人事業所	個人事業税
法人事業税の確定申告の申告納付期限まで（事業年度終了後、原則2か月以内）に県税事務所へ申告してください。	この優遇措置についての課税申告手続きはありません。県税事務所から、控除後の納税通知書が発送されますので納付してください。

○制度に関するお問い合わせ
岐阜県 危機管理部 消防課 消防係
TEL 058-272-1111（内2471） FAX 058-278-2549

○税の申告に関するお問い合わせ
岐阜県 総務部 税務課
TEL 058-272-1111（内2197） FAX 058-271-3711